

議案第 26 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

(朝霞市監査委員条例の一部改正)

第 1 条 朝霞市監査委員条例（昭和 39 年朝霞市条例第 3 号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 3 項」
に改める。

(朝霞市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 朝霞市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年朝
霞市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」
に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

令和 8 年 6 月 5 日提出

朝霞市長 松下 昌代